

(仮称)北九州市障害者差別解消条例の制定について

北九州市は、障害を理由とする差別の解消に向けて主体的に取り組み、共生社会の実現を目指すことを目的とした、(仮称)北九州市障害者差別解消条例の制定に向けて、具体的な検討に着手します。

1 背景

平成28年4月から施行された障害者差別解消法を受けて、「障害者差別解消条例」を制定する動きが、福岡県を含めて全国的にも広がりつつある。

こうした中、北九州市でも、昨年8月に障害者団体から条例制定を求める要望書が提出されたことに加え、「北九州市障害者差別解消条例に関する有識者会議」や市議会においても、条例の制定を望む意見がほとんどであった。

2 本市独自の条例を制定する理由

- (1) 差別の判断基準となる「ものさし」を条例で示すことにより、障害当事者と事業者の双方にとって、差別の未然防止につながる
- (2) 差別解消には、市民が障害について正しく理解し、主体的に行動することが重要であり、市民参加による条例の制定が、市の姿勢を示すとともに、市民意識の醸成にもつながる
- (3) 条例により、紛争解決に資する第三者機関の設置や市長による是正勧告等を規定することで、市として、相談から紛争解決まで一貫して対応できる

3 条例に規定することが想定される主な内容

- (1) 福祉サービスや医療など日常生活に関わる分野において、どのような行為が「差別」に該当するのか、その判断基準となる規定を設けること
- (2) 障害や障害者に対する理解の促進を図るため、「啓発活動の推進」や「障害者との交流の促進」などに取組むこと
- (3) 解決が困難な差別事案について、助言等を行う第三者機関を設置し解決を目指すことや改善が見込めない場合等には市長による是正勧告等を行うこと

4 今後のスケジュール(予定)

平成29年 4月 北九州市障害者差別解消条例に関する有識者会議
北九州市障害者施策推進協議会(諮問)
パブリックコメント

平成30年 4月 条例施行

【問い合わせ先】
保健福祉局障害福祉企画課
担当：末吉、秦
電話：582-2453